

佐潟

(さかた)

位置：北緯37度49分、東經138度53分／標高：5m／面積：76ha／湿地のタイプ：淡水湖／保護の制度：国指定鳥獣保護区、国定公園特別地域／所在地：新潟県新潟市／登録：1996年3月／国際登録基準：3、5、6／EAAFPネットワーク参加地

湿地のタイプ：淡水湖



冬の朝（写真：佐藤安男）

湿地の概要：

佐潟は、新潟市西区の赤塚地区に位置する、上潟と下潟の2つの潟(43.6ヘクタール)と周辺の低湿地である。数千年前までは、海岸線に形成された日本海とつながった汽水性の潟湖だったが、現在は海から切り離され、周囲を松林と畠地に囲まれた淡水湖となった。

流れ込む川ではなく、周辺砂丘地からの湧水や雨水によって供給されている。流出する水路は1本で、東側の水門から下流の水田に引かれ、緊急時の農業用水として利用されている。湖面では、ヒシなどを見ることができる。

信濃川、阿賀野川河口の越後平野には多くの湖沼が点在し、毎年多くの水鳥が渡来、越冬するが、冬でも全面結氷しない佐潟ではとくに、コハクチョウ、マガン、ヒシクイなどが多数越冬する。毎年3,000羽以上越冬するコハクチョウは、早朝に周辺の田んぼへ採餌しに飛び立ち、夕方一斉に佐潟に戻って、ねぐら入りする。

伝統的な潟利用：

佐潟の水は、昔から下流域の水田灌漑用水として利用され、地元農家の慣行水利権によって管理してきた。現在も地元住民によって水位が管理されている。潟の岸辺が水田耕作され、佐潟の水が灌漑用水として積極的に利用されていた

ころは、水路の整備、湖内の水草の刈り取り、湖底に堆積した土砂の除去など、「潟普請（かたふしん）」とよばれる潟の大掃除が地元住民総出で行われてきた。

しかし1970年代以降、減反政策による休耕田の増加や、都市化とともに宅地開発など、佐潟をとりまく環境が変化し、灌漑用水池としての役割は薄れ、潟普請も行われなくなった。

潟普請の復活：

1996年のラムサール条約への登録は、こうした佐潟の人々と湿地とのつながりを見直す機会になった。新潟市は、佐潟の生物多様性と潟内の生物生産性を維持するため、地元住民の参加のもとに自然環境保全計画を策定。佐潟水鳥・湿地センターを拠点に、佐潟と人々との新たな結びつき、住民参加による保全と賢明な利用への試みが、市民、NGO、行政の協力で進められた。その結果、地元住民と市民ボランティア、NGOの手によって佐潟の清掃、ドロ上げ、ヨシの管理などをを行う佐潟クリーンアップ活動が継続的に行われるようになった。かつての潟普請の復活である。



飛び立ち（写真：佐藤安男）



佐潟の潟普請（写真：小沢由高）

●関係自治体

新潟市役所 Tel: 025-228-1000

